

○職務質問技能指導員制度の実施について（例規通達）

平成17年4月11日

例規（地）第24号

改正 平成21年3月10日例規（地）第3号

平成26年5月23日例規（警）第23号

注 平成26年5月から改正経過を注記した。

みだしのことについて、下記のとおり定め、平成17年4月12日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

なお、「職務質問技能指導員等制度の実施について」（平成11年4月15日付け例規（地）第18号）は、平成17年4月11日限り、廃止する。

記

1 趣旨

職務質問技能に関する指導に当たる職務質問技能指導員（以下「技能指導員」という。）及び職務質問準技能指導員（以下「準技能指導員」という。）の指定及び運用について必要な事項を定めるものとする。

2 技能指導員

(1) 職務

技能指導員は、準技能指導員及び警察署の地域警察官に対し、次に掲げる方法により職務質問技能に関する効果的な指導教養を行うものとする。

ア 警察署の活動現場における一定期間の同行指導、同乗指導等の実戦的な指導教養

イ 警察学校における教養及び警察署の職務質問技能向上研修における講師としての指導教養

ウ 職務質問技能のノウハウや体験を記載した教養資料の作成及び配布

(2) 指定及び指定期間

ア 技能指導員は、生活安全部地域課長（以下「地域課長」という。）が候補者を選定し、当該候補者の所属する所属長と協議した上で推薦し、生活安全部長が指定するものとする。

イ アの推薦は、次号の推薦基準に該当する者の中から、職務質問技能指導員推薦書（別記様式第1号）により行うものとする。

ウ 技能指導員の指定人員は、効果的に運用できる数とする。

エ 技能指導員の指定期間は、1年間とする。

(3) 推薦基準

原則として管区規模専科「職務質問」を修了した警部補又は巡査部長の階級にある者で、過去における職務質問による犯罪検挙実績が優秀であり、技能指導員として地域課長が適任と認めた者とする。

(4) 指定解除

技能指導員は、技能指導員としてその職務を十分に遂行できないと生活安全部長が認めた場合には、その指定を解除するものとする。

3 準技能指導員

(1) 職務

準技能指導員は、所属する警察署の地域警察官に対し、次に掲げる方法により職務質問技能に関する効果的な指導教養を行うものとする。

ア 通常勤務時における同行指導、同乗指導等

イ 所属する警察署の職務質問技能向上研修におけるロールプレイング式教養等の講師としての指導教養

(2) 指定及び指定期間

ア 準技能指導員は、警察署長が次号の指定基準に該当する者の中から選定し、職務質問準技能指導員指定伺（別記様式第2号）により生活安全部長の承認を得て指定するものとする。

イ 準技能指導員の指定人員は、各警察署において効果的に運用できる数とする。

ウ 準技能指導員の指定期間は、1年間とする。

(3) 指定基準

原則として県警察学校の職務質問専科を修了した警部補又は巡査部長の階級にある者で、過去における職務質問による犯罪検挙実績が優秀であり、準技能指導員として適任と警察署長が認めた者とする。

(4) 指定解除

準技能指導員は、次のいずれかに該当した場合には、その指定を解除するものとする。

ア 他の所属に異動した場合

イ 準技能指導員としてその職務を十分に遂行できないと警察署長が認めた場合

4 技能指導員及び準技能指導員に対する教養等

(1) 教養

地域課長及び警察署長は、職務質問技能指導員研修会の開催等により、技能指導員及

び準技能指導員（以下「技能指導員等」という。）の指導能力の向上に努めなければならない。

(2) 効果的指導教養体制の構築

技能指導員等の所属する所属長は、技能指導員等が行う実戦指導に関し、教養を効果的に行うために必要があると認めるときは、所属する技能指導員等の勤務について勤務変更を行うなど、効果的指導教養体制の構築に努めるものとする。

別記様式第1号

第 号
年 月 日

生活安全部長 殿

生活安全部地域課長

職務質問技能指導員推薦書

所属・課・係	階 級		氏名（ふりがな）・生年月日（年齢）				
		 生（ 歳）				
部門別通算経験年数	警務	生安	地域	刑事	交通	警備	計

現所属勤務年数	.						
推薦理由							
所属長との協議結果							

様式第2号

第 号
年 月 日

生活安全部長 殿

所 属 長

職務質問準技能指導員指定伺

現 係	階 級		氏名（ふりがな）・生年月日（年齢）				
							生（ 歳）
部門別通算経験年数	警務	生安	地域	刑事	交通	警備	計

現所属勤務年数	.						
指 定 理 由							